


まちなかに
住もーや!

まちなか引越しサポート

まちなかへの転居に要する費用を補助する制度です。
便利なまちなか暮らしをはじめませんか？



<p>補助対象</p>	<p>居住誘導区域外から居住誘導区域内への転居であって、</p> <p>①自ら居住するための住居取得費用(中古住宅を含む) ②自ら居住するための民間賃貸住宅の家賃等</p> <p>【居住誘導区域の確認はこちら】(しものせき情報マップ) https://www2.wagmap.jp/shimonoseki/PositionSelect?mid=1</p> 
<p>補助額</p>	<p>①の場合、上限50万円 (転居する前の住所が土砂災害特別警戒区域等に指定されている場合は、100万円) ②の場合、上限5万円 (転居する前の住所が土砂災害特別警戒区域等に指定されている場合は、10万円)</p>
<p>補助要件</p>	<p>・申請をする日において、1年以上継続して市内の居住誘導区域外に生活の本拠として住所を有すること ・下関市税を滞納していないこと 等</p>

【フラット35】地域連携型との組み合わせにより、借入れ金利を引き下げることができます！

詳しくは下関市のホームページをご確認ください

<https://www.city.shimonoseki.lg.jp/soshiki/73/117590.html>



【お問い合わせ先】

下関市 都市整備部 都市計画課 計画係

☎ 083-231-1932

✉ tstoshik@city.shimonoseki.yamaguchi.jp

※なお、申請については、予算の範囲内において先着受付順となります。申請内容に不備がある場合は、不備が修正された時点で受付とします。